平成１５年（排）第１３号

排　除　命　令　書

東京都文京区湯島三丁目２３番１３号
ヨネックス株式会社
同代表者　代表取締役　米　山　宏　作

公正取引委員会は，上記の者に対し，不当景品類及び不当表示防止法第６条第１項の規定に基づき，次のとおり命令する。

主　　文

１　ヨネックス株式会社は，取引先販売業者を通じて一般消費者に販売しているバドミントン用シャトルコックの取引に関し，一般消費者の誤認を排除するために，別表記載の商品のうち，遅くとも平成１１年６月ころ以降，中華人民共和国において製造されたものについて行った，あたかも国内で製造されたものであるかのような表示は，事実と異なるものであり，かかる表示は，当該商品の原産国について一般消費者に誤認される表示である旨を速やかに公示しなければならない。この公示の方法については，あらかじめ，当委員会の承認を受けなければならない。

２　ヨネックス株式会社は，今後，バドミントン用シャトルコックの取引に関し，前項の表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ，これを自社の役員及び従業員に周知徹底させなければならない。

３　ヨネックス株式会社は，今後，外国で製造されたバドミントン用シャトルコックを国内で販売するに際し，当該シャトルコックについて，国内で製造されたものであるかのように一般消費者に誤認される表示をしてはならない。

４　ヨネックス株式会社は，第１項に基づいて行った公示及び第２項に基づいて採った措置について，速やかに文書をもって当委員会に報告しなければならない。

事　　実

1　ヨネックス株式会社（以下「ヨネックス」という。）は，肩書地に本店を置き，スポーツ用品の製造販売業を営む事業者である。

2 (1) ヨネックスは，水鳥の羽根を使用したバドミントン用シャトルコック（以下「水鳥球」という。）を取引先販売業者を通じて一般消費者に販売している。

(2) ヨネックスは，遅くとも平成１１年６月ころ以降，別表記載の商品を販売するに当たり，水鳥球の一部を日本国内に所在するヨネックスの工場において製造するほか，ヨネックスが技術指導等を行い，製造を委託した中華人民共和国に所在する工場において製造されたものを輸入している。

(3) 輸入した水鳥球は，日本国内に所在するヨネックスの工場において外観，耐久性，飛行性能等の検査及び調整を行った上で，包装容器に詰め合わせ，取引先販売業者を通じて一般消費者に販売されている。

3　ヨネックスは，

(1) 遅くとも平成１１年６月ころ以降，別表「番号」欄１ないし９に記載の商品の包装容器に「ＭＡＤＥ　ＩＮ　ＪＡＰＡＮ」と

(2) 平成１２年１月ころから平成１４年１２月ころまでの間，取引先販売業者を通じて一般消費者に配布したカタログにおいて，別表「番号」欄１ないし５及び１０に記載の商品の品番及び品名とともに，「耐久性、バランス性、品質管理の面などヨネックスは世界唯一のメイド・イン・ジャパンとして不動の評価を得ています。」と

それぞれ記載することにより，あたかも，別表記載の商品のすべてが国内で製造されたものであるかのように表示しているが，実際には，別表「番号」欄１ないし７に記載の商品の一部を除き，中華人民共和国において製造されたものである。

法　令　の　適　用

上記事実によれば，ヨネックスは，別表記載の商品の原産国について，不当景品類及び不当表示防止法第４条第３号の規定に基づく「商品の原産国に関する不当な表示」（昭和４８年公正取引委員会告示第３４号）第２項に該当する表示をしているものであって，かかる行為は，同法第４条第３号の規定に違反するものである。

よって，主文のとおり命令する。

平成１５年９月９日

公　正　取　引　委　員　会

委員長	竹島	一彦
委員	本間	忠良
委員	小林	惇
委員	柴田	愛子
委員	三谷	紘

別　表

番号	品番	品名
1	Ｆ－８０	ニューオフィシャル
2	Ｆ－７０	オフィシャル
3	Ｆ－５０	ハイクリア
4	Ｆ－３０	トレーニング
5	Ｆ－２０	コートプレー
6	Ｆ－１５	スタンダード
7	Ｆ－１０	スタンダードⅡ
8	Ｆ－７	クリアⅠ
9	Ｆ－５	クリアⅡ
１０	Ｆ－２０Ｂ	コートプレー

(注) 番号１ないし９の商品は水鳥球１２個入り，番号１０の商品は同３個入りである。